

# 大分県報

平成三十一年  
第三〇七三号  
四月五日

（金曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一  
指定予定保安林……………二

### 告示

#### 大分県告示第九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
平成三十一年四月五日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日市 具 正

#### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社

代表取締役 下 田 雅 彦

2 特定事業場の所在地及び名称  
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社 本社工場

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号イ 原料処

#### 理施設

種 類 原料処理施設

能 力 四トン／時間

工事着手予定年月日 許可後

工事完成予定年月日 許可後

使用開始予定年月日 許可後

使用時間 連続

使用の季節的変動 なし

汚水等の一日当たりの量

項目 単位 通常の値 最大の値  
水素イオン濃度 m<sup>3</sup>/日 一四 三〇

汚水等の一日当たりの量 項目 単位 通常の値 最大の値  
生物化学的酸素要求量 mg/l 三、八〇〇 六、六〇〇

汚水等の一日当たりの量 項目 単位 通常の値 最大の値  
化学的酸素要求量 mg/l 二、九〇〇 五、〇〇〇

汚水等の一日当たりの量 項目 単位 通常の値 最大の値  
浮遊物質 mg/l 二、〇〇〇 四、一〇〇

汚水等の一日当たりの量 項目 単位 通常の値 最大の値  
窒素含有量 mg/l 一三〇 二〇〇

汚水等の一日当たりの量 項目 単位 通常の値 最大の値  
りん含有量 mg/l 四五 七六

4 汚水等の処理の方法  
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

5 排出水の量及び汚染状態の値

排水口名 No. 1

一日当たりの排出水量 項目 単位 通常の値 最大の値  
m<sup>3</sup>/日 三五〇 一、〇〇〇

項目 単位 通常の値 最大の値  
水素イオン濃度 五・八〜八・六 五・八〜八・六

項目 単位 通常の値 最大の値  
水素イオン濃度 五・八〜八・六 五・八〜八・六

平成三十一年四月五日

大分県報（告示）

